

議案第11号

つくばみらい市教育支援センター条例の一部を改正する条例

つくばみらい市教育支援センター条例（平成26年つくばみらい市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市総合教育支援センター条例

第1条中「教育支援センター」を「総合教育支援センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 総合教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくばみらい市総合教育支援センター	つくばみらい市上長沼1250番地

第3条中「つくばみらい市教育支援センター」を「つくばみらい市総合教育支援センター」に、「教育支援センター」を「総合教育支援センター」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 不登校児童生徒に対する支援その他対策に関する事。

（3） いじめ防止等のための対策に関する事。

第4条中「教育支援センター」を「総合教育支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

つくばみらい市学校教育改革プランに基づき、不登校やいじめに関する相談及び支援の充実を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市教育支援センター条例(平成26年つくばみらい市条例第5号)新旧対照表

改正案	現行								
<p align="center"><u>つくばみらい市総合教育支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 つくばみらい市の教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>総合教育支援センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>総合教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 724 1061 871"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくばみらい市総合教育支援センター</td> <td>つくばみらい市上長沼1250番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>つくばみらい市総合教育支援センター</u>(以下「<u>総合教育支援センター</u>」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) <u>不登校児童生徒に対する支援その他対策に関すること。</u> (3) <u>いじめ防止等のための対策に関すること。</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) 	名称	位置	つくばみらい市総合教育支援センター	つくばみらい市上長沼1250番地	<p align="center"><u>つくばみらい市教育支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 つくばみらい市の教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>教育支援センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1079 715 1944 865"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくばみらい市教育支援センター</td> <td>つくばみらい市福田195番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>つくばみらい市教育支援センター</u>(以下「<u>教育支援センター</u>」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (新設) (新設) (2) (略) (3) (略) (4) (略) 	名称	位置	つくばみらい市教育支援センター	つくばみらい市福田195番地
名称	位置								
つくばみらい市総合教育支援センター	つくばみらい市上長沼1250番地								
名称	位置								
つくばみらい市教育支援センター	つくばみらい市福田195番地								

(7) (略)

(職員等)

第4条 総合教育支援センターの管理運営のために、所長、教育相談員その他必要な職員を置く。

(5) (略)

(職員等)

第4条 教育支援センターの管理運営のために、所長、教育相談員その他必要な職員を置く。